

下水道用私設メーター（子メーター） Q&A

Q1: **下水道用私設メーターとは何のことですか？**

A1: 下水道用私設メーターとは、美作市水道事業が設置しているメーターとは別に、お客様が設置しているメーターのことを言います。美作市水道事業が設置しているメーターを「親メーター」、私設メーターを「子メーター」とも呼びます。

Q2: **子メーターの交換はなぜ必要なのですか？**

A2: メーターの有効期限は、計量法により8年と定められております。有効期限の過ぎたメーターは回転不良等を起こし正確な数値が測れなくなる可能性があります。このことから、有効期間内の交換が必要です。

Q3: **子メーターの交換は、市役所の負担でやってくれますか？**

A3: 子メーターは設置と同様、お客様個人の管理となります。よって、お客様が工事事業者へ依頼し交換を行っていただきます。交換に掛かる費用もお客様の負担となります。

Q4: **子メーターの費用はどれくらいかかりますか？**

A4: 費用はメーターの口径（大きさ）等によって異なります。工事を依頼する前に見積りを取る等、工事事業者へ確認してください。

Q5: **子メーターの交換工事はどこに依頼すればいいですか？**

A5: 子メーターの交換は水道工事事業者へ依頼をお願いします。美作市水道事業指定給水装置工事事業者が望ましいです。指定給水工事事業者については、美作市水道事業（電話：0868-72-2661）へお問い合わせください。

Q6: **子メーターを交換する際に必要な手続きは他にありますか？**

A6: 美作市下水道課へ「下水道用私設メーター交換報告書」の提出が必要です。報告書には、子メーター交換時のメーター数値や、新しく設置したメーターの有効期限を記載して報告する必要があります。詳細につきましては、「下水道用私設メーター交換の流れ注意点」をご覧ください。

お問い合わせ

美作市役所下水道課庶務係 電話：0868-72-6700